

重点課題2. 生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり				
基本施策3: 療育・教育				
(1) 療育	① 療育支援の充実	<p>●発達の遅れや障害の疑われる乳幼児などに対して、心理判定士や保健師など専門の職員が発達相談を行い、総合的な発達評価や支援を行います。</p>	更新	<p>・「いくしあ」での取組も含めて記載する。</p> <p>●発達の遅れや課題を抱える子どもに対して、<u>医師の診察や専門職(保健師、公認心理士など)の発達相談等による総合的な発達評価を行い、適切な療育支援につなげます。</u></p>
		<p>●地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センターにおいて、児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援を行います。また、多様化するニーズ等に対応するため、必要な機能の充実や体制の整備に取り組むとともに、西宮子ども家庭センターやひょうご発達障害者支援センター等、関係機関と一層の連携を図ります。</p>	統合して更新	<p>・保育所等訪問支援については、児童発達支援センターが指定事業所の状況等を把握しながら、教育機関とも連携を図り、引き続き、訪問先や保護者間での周知に取り組みとともに、障害児等療育支援事業とあわせて、支援ニーズの把握等を進め、安定的かつ効果的な事業運営となるよう検討していく。</p> <p>・障害児通所支援など(サービス全般)をまとめて記載する。</p> <p>●<u>専門的な療育や訓練が必要な障害のある子どもに対して、集団生活への適応訓練等を行うサービス(児童発達支援(医療型・居宅訪問型を含む。)、保育所等訪問支援など)を提供します。また、保護者や地域の支援機関に療育指導や助言等を行う障害児等療育支援事業を実施するとともに、兵庫県が設置する専門支援機関(ひょうご発達障害者支援センターなど)と連携して、地域の支援体制の充実に取り組みます。</u></p>
		<p>●障害のある子どもの地域生活を支えるため、保護者への療育指導や障害のある子どもを受け入れる保育所等への指導・助言を行う障害児等療育支援事業を実施します。</p>	新設	<p>・医療的ケア児の支援について記載する。</p> <p>●<u>医療的ケアを必要とする子どもが地域で適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、教育等の関係者等が参画する「医療的ケア児支援部会」を定期的に開催し、支援状況や地域課題について協議・検討を進めます。また、地域の支援機関(病院や訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所など)と連携を図るとともに、専門の支援コーディネーターを配置するなどし、支援体制・機能の整備を進めます。</u></p>
		<p>●「あまっこファイル」は誰もが使えるようホームページに掲載するとともに、その書き方や活用方法についての説明会を開催していきます。また、支援にかかわる機関の連携や情報の共有などに活用されていくよう努め、「途切れのない支援」につなげていきます。</p>	継続	<p>・「あまっこファイル」の活用促進に向けては、保健所や「いくしあ」、相談支援事業所等と協議し、各支援機関の取組と連携を図るとともに、引き続き、定期的に説明会の開催等に取り組んでいく。</p> <p>●「あまっこファイル」は誰もが使えるようホームページに掲載するとともに、<u>相談支援事業所や療育支援機関、学校等とも協力しながら、説明会の開催や保護者への周知等に取り組みます。</u>また、支援にかかわる機関の連携や情報の共有などに活用されていくよう努め、「途切れのない支援」につなげていきます。</p>
		<p>●障害のある人やその家族をはじめ、市内にある委託相談支援事業所や保健所、こども家庭センターなどの関係者で構成する自立支援協議会「あまっこ部会」を開催することで、本市における療育等に関する課題や必要な支援等について共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めます。</p>	継続	<p>・医療的ケア児の適切な支援に向けては、まず、総合病院からの退院連携スキームを確立するため、病院や診療所、訪問看護ステーションとも連携を図りながら、より詳細な実態把握に努めていく。また、地域における支援・連携体制については、基幹相談支援センターに配置する「医療的ケア児支援コーディネーター」を中心とした相談支援機能を設置していくなど、引き続き、部会等において協議を進めていく。</p> <p>●PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p> <p>●障害のある人やその家族をはじめ、市内にある委託相談支援事業所や保健所、こども家庭センターなどの関係者で構成する自立支援協議会「あまっこ部会」を開催し、本市における療育等に関する課題や必要な支援等について共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めます。</p>

(1) 療育	② 保育の充実	<p>●保育所や幼稚園において障害のある子どもを受け入れ、一人ひとりの障害の状況に応じた保育等を行います。また、発達の遅れや障害の疑われる子どもの早期発見に努めるとともに、集団生活における必要な支援を行うため、医療機関や相談機関等と連携していきます。</p> <p>●保育所や幼稚園における、限局性学習障害(SLD)、注意欠如・多動性障害(AD/HD)、自閉症スペクトラム障害(ASD)などの早期発見と実態を的確に把握するため、心理判定士などの人材の確保に努めます。</p> <p>●障害のある子どもへの保育に関する研修を行い、保育士の専門性の向上や保育内容の充実を図ります。</p> <p>●障害のある子どもと市内の保育所・園児と一緒に過ごしふれあう「保育交流」を実施し、子どもたちの社会性や積極性を育むとともに、お互いの理解を深めます。また、療育等の経験を通じて、保育士のスキルアップや保育内容の充実につなげます。</p>	<p>・法人保育園への補助金を継続して、特別保育事業の実施を促進することにより、多様化する保育ニーズに対応していく。</p>	継続	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●保育所や幼稚園において障害のある子どもを受け入れ、一人ひとりの障害の状況に応じた保育等を行います。また、発達の遅れや障害の疑われる子どもの早期発見に努めるとともに、集団生活における必要な支援を行うため、医療機関や相談機関、<b>障害児通所支援事業所</b>等と連携していきます。</p>
				継続	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●保育所や幼稚園における、限局性学習障害(SLD)、注意欠如・多動性障害(AD/HD)、自閉症スペクトラム障害(ASD)などの早期発見と実態を的確に把握するため、心理判定士などの人材の確保に努めます。</p>
			<p>・子ども・子育て支援新制度においても職員の質の向上が明記されていることから、今後も法人保育園はもとより、小規模保育事業所や認定こども園等の従事者の質の向上も含めた支援体制の構築に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、人材育成の体制づくりに取り組んでいく。</p>	継続	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●障害のある子ども<b>や保護者への支援</b>に関する研修を行い、保育士の専門性の向上や保育内容の充実を図ります。</p>
				継続	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●障害のある子どもと市内の保育所<b>児童</b>と一緒に過ごしふれあう「保育交流」を実施し、子どもたちの社会性や積極性を育むとともに、お互いの理解を深めます。また、療育等の経験を通じて、保育士のスキルアップや保育内容の充実につなげます。</p>
	③ 放課後の支援	<p>●放課後等デイサービスや日中一時支援の充実を図り、障害のある子どもの生活能力の向上や居場所づくりに取り組めます。また、児童ホームにおいても留守家庭の障害のある子どもを受け入れ、本人はもとよりその家族にとっても、安心できる放課後の居場所を提供します。</p>	<p>・放課後等デイサービスについては、近年、急激に事業所数が増加しており、支援の質の向上等を図る観点から、国において当該サービスのガイドラインの遵守や自己評価結果の公表、事業所職員の経験者配置等の見直しが行われているため、これら制度について一層の周知を図っていく。</p> <p>・児童ホームの待機児童の解消を図るため、公設及び民間児童ホームの定員増に取り組んでいくとともに、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、条例で規定した放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準を遵守することで、質の確保・向上等を図っていく。</p>	継続	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●<b>就学している障害のある子どもに対して、授業の終了後や学校の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス(放課後等デイサービス)や一時的な預かりのサービス(日中一時支援)を提供します。</b>また、児童ホームにおいても留守家庭の障害のある子どもを受け入れ、本人はもとよりその家族にとっても、安心できる放課後の居場所を提供します。</p>

(2) インクルーシブ教育システム推進のための特別支援教育

<p>① 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導の充実 ↓ ① 幼・小・中・高等学校における支援体制の整備と充実</p>	<p>●尼崎養護学校における指導体制の一層の充実を図るとともに、特別支援教育のセンター的機能を高めま す。 ●幼稚園、小学校、中学校、高等学校の特別支援教育を充実します。 ●個別の指導計画により、一人ひとりに応じた指導を充実します。</p>	<p>・特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援が行えるよう、今後とも生活介助員や教育支援員、特別支援ボランティアを効果的に活用するなど、支援体制の充実を図っていく。</p>	<p>更新  更新  更新</p>	<p>・次期の「特別支援教育基本方針」の内容にあわせて更新する。</p>	<p>●個々の障害の状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供と、その基礎となる環境整備の充実に取り組みます。 ●障害のあるなしに関わらず、一人ひとりの教育的ニーズを明確にした上で、個別の教育支援計画及び個別の教育指導計画を作成し、確実に引き継ぎを行い、関係機関との情報の共有を図ります。 ●支援を要する幼児児童生徒に対して、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会において協議を行い、各関係機関と連携し、校内支援体制の強化を図ります。</p>
<p>② 適切な就学指導の推進 ↓ ② 早期からの相談支援と個に応じた適切な就学(就園)相談の推進</p>	<p>●障害のある児童生徒一人ひとりの将来を見据え、教育、心理学、医学など幅広い分野の専門家からなる「就学指導委員会」が、望ましい就学先について、専門的・多角的な観点から慎重に協議します。 ●保護者や学校、関係機関と連携を図り、障害のある児童生徒のライフサイクルにおける教育的ニーズに応じた就学先について、保護者との合意形成を図ります。</p>	<p>・就学先の決定にあたっては、引き続き、本人や保護者と学校・市教育委員会が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図るなど、慎重に対応していく。また、就学後の学びの場の変更等についても、必要に応じて慎重に対応していく。</p>	<p>更新  更新</p>	<p>・次期の「特別支援教育基本方針」の内容にあわせて更新する。</p>	<p>●就学先のいかに関わらず、支援が必要な幼児児童生徒に適切な教育を提供するため、幅広い専門家を教育支援委員会の構成メンバーとし、可能な限り保護者の意見を尊重しつつ、総合的な観点から就学先の決定に係る相談を行います。 ●就学前の早期からの相談や就学後の継続的な相談が可能となるよう関係機関と連携を進め、相談支援体制を整え、就学時に決定した「学びの場」について、個々の幼児児童生徒の発達や適応の状況を勘案し、必要に応じて柔軟に見直しを図ります。</p>
<p>⑤ ライフサイクルに応じた支援体制の構築 ↓ ③ 学校園間及び関係機関の連携(縦と横の連携)</p>	<p>●教育・医療・福祉等の機関が連携して、「尼崎市特別支援連携協議会」を組織し、ライフサイクルを見通した支援体制の構築に努めるとともに、様々な側面からの取組を示した計画(個別の教育支援計画)を作成し、活用します。 ●保護者及び労働・福祉等の関係機関との連携を深め、自立や社会参加を目指し、一貫した進路指導体制づくりを推進します。</p>	<p>・特別支援学校や特別支援学級、通常の学級に在籍する障害のある幼児児童生徒一人ひとりが、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善や克服するために、今後とも、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、特別支援コーディネーターを中心に学校全体で指導・支援ができるよう、学校園と市教育委員会が連携を図りながら取り組んでいく。また、個々の課題に対応し、医療や福祉等との連携を強化するため、これまで同様、必要に応じて関係機関とケース会議を行っていく。</p>	<p>更新  更新</p>	<p>・次期の「特別支援教育基本方針」の内容にあわせて更新する。</p>	<p>●支援が必要な幼児児童生徒が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、特別支援学校を核とした関係機関とのネットワークを形成し、将来の自立と社会参加を目指し、卒業後を見通した一貫した指導支援を行います。 ●あまよう特別支援学校や県立特別支援学校、就学前の各機関・小学校・高等学校との「縦の連携」と施設や分野を超えた「横の連携」をさらに強め、情報の共有と支援の充実を図ります。</p>
<p>④ あまよう特別支援学校の専門性の向上とセンター的機能の充実</p>			<p>新設  新設</p>	<p>・次期の「特別支援教育基本方針」の内容にあわせて更新する。</p>	<p>●自立活動の充実を図り、キャリア教育の視点に立った肢体不自由特別支援学校の強みを生かした取り組みを進め、専門性の向上を図ります。 ●市内児童生徒向けの学習会や保護者向け研修会を充実させるとともに、関係機関との連携による教職員研修の実施、市内学校園への支援など、ニーズに応じた特別支援教育のセンター的機能の充実を図ります。</p>

(2) インクルーシブ教育システム推進のための特別支援教育	④ 教職員の指導力の向上 ↓ ⑤ 教職員の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教職員のニーズに応じた研修講座を実施するとともに、コーディネーター研修等の専門研修を充実し、各学校園における特別支援教育の中核になる教員の育成に努めます。</li> <li>●特別な教育的支援を必要とする障害のある児童生徒に対して、学校全体で教育を展開するという観点から、全ての教職員が正しい理解と認識を持ち教育活動に取り組めるよう、特別支援教育について学校園内の研修を充実させます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の人数や形態の更なる工夫改善とシリーズ研修の取組など、今後も研修の充実を図り、教職員の指導力向上に取り組んでいく。なお、令和2年度は、あまよう特別支援学校や特別支援教育担当とも共催し、「特別支援コーディネーター研修」等の研修を実施していくほか、新たに策定する「尼崎市特別支援教育の方針(仮称)」の趣旨を周知していく。</li> </ul>	更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期の「特別支援教育基本方針」の内容にあわせて更新する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●すべての教職員の特別支援教育の専門性の向上を図るとともに、本市並びに各校園における特別支援教育の推進役となる人材を育成するため、それぞれの経験や役割に応じた特別支援教育に係る研修体系を構築します。</li> <li>●特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対して、学校園全体で教育を展開するという観点から、各校園において管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援(特設)学級担任を要として校園内研修の充実を図ります。</li> </ul>
	③ 特別支援教育の理解・啓発の推進 ↓ ⑥ 特別支援教育についての理解・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校園内及び学校園間の交流及び共同学習、地域社会との多様な交流活動の充実を図ります。</li> <li>●障害のある児童生徒が積極的に活動し、地域社会におけるQOL(生活の質)を高めることができるよう、保護者及び地域社会に対して障害のある児童生徒の理解と啓発に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を進めるため、交流や共同学習を積極的に取り入れ、全ての幼児児童生徒が多様性を尊重する心を育成し、共に学ぼうとする態度が養えるよう、今後とも学校園に周知を図っていく。また、保護者に向けては、引き続き就学説明会や就学相談の場等において、理解・啓発を行っていく。</li> </ul>	更新  新設  更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期の「特別支援教育基本方針」の内容にあわせて更新する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交流及び、共同学習を一層充実させ、すべての幼児児童生徒が共に生きる社会の構成者として多様性を理解し、尊重しあう態度を育成します。</li> <li>●「尼崎市特別支援教育基本方針」を市のホームページに掲載するなど、広く市民に向けて学校園における特別支援教育の取組について情報発信します。</li> <li>●支援が必要な幼児児童生徒及びその保護者を孤立させないために、講演や研修の情報を地域社会へ広く提供することにより、特別支援教育への理解と啓発に努めます。</li> </ul>
(3) こころの教育・支援	① 学校教育の中での福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある人を取り巻く問題を含め、人権に対する理解と認識を深めるため、道徳・特別活動・総合的な学習の時間などを利用して、学ぶ機会をつくります。また、「トライやる・ウィーク」等による福祉施設での体験活動を通じた経験や学校との交流を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「トライやる・ウィーク」については、「地域に学ぶ」という事業趣旨に基づいて、引き続き、学校・家庭・地域の連携を深めながら、社会全体で子どもの人間形成や社会的自立に向けた支援ができるよう取組を進めていく。また、一部学校においては、規範意識の育成取組の中で、共生の心を育成すること等を目的に障害のある人等を講師に招き、講演会を実施している。今後もこのような取組を継続していく。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害のある人を取り巻く問題を含め、人権に対する理解と認識を深めるため、道徳・特別活動・総合的な学習の時間などを利用して、学ぶ機会をつくります。また、「トライやる・ウィーク」等による福祉施設での体験活動を通じた経験や学校との交流を促進します。</li> </ul>
	② 教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●精神的な不安や様々な悩みを抱える児童生徒及びその保護者等に対して、心のケアや問題の解決に向けた早期の対応・支援を行うため、家庭やスクールカウンセラーのほか、医療や保健、福祉など関係機関との連携を強化することで、学校内の教育相談体制の充実に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談内容が複雑化・多様化していることから、学校園や福祉、医療等の関連機関や専門機関との連携をさらに強化し、児童生徒等の悩みや心のケアに取り組んでいく。また、学校園へのコンサルテーションの充実を図り、予防的な取組も進めていく。</li> </ul>	更新	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校やひきこもりへの支援について追記する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不登校やいじめ、発達特性など学校における様々な不安や悩みを抱える児童生徒及び保護者への適切な支援を行うため、学校・福祉・医療等の関係機関と連携し、教育相談体制づくりを推進します。また、不登校から引きこもりになる可能性があることから関係機関と連携を深め、未然防止と早期対応に努めます。</li> </ul>

基本施策4：雇用・就労

(1) 雇用機会

① 就労に関する支援・相談体制等の充実

●障害のある人の就労を支援するため、就労移行支援など就労系サービスの利用促進を図るとともに、「「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」の機能充実に努め、就労相談や職場内実習など機会の提供、雇用先の開拓・確保等に取り組みます。また、障害のある人の就労支援にあたっては、個々の能力や特性に応じた支援に努めるとともに、本人が抱える不安や悩みを十分に理解するなど継続的な支援を行います。

●「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」、兵庫障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなど関係機関の連携構築や、職場適応援助者（ジョブコーチ）等の周知などに取り組み、就労に関する情報提供や職場定着の支援等に努めます。

●市役所や市の関係機関における障害のある人の雇用の促進と継続的な雇用を図ります。また、市役所において職場体験や就労実習を行う「「障害者就労チャレンジ事業」」を継続して実施することで、障害のある人の就労意欲の高揚を図り、一般就労の促進につなげます。

●障害のある人やその家族をはじめ、市内にある就労支援事業所や委託相談支援事業所、特別支援学校、ハローワーク等の関係者で構成する自立支援協議会「「あまのしごと部会」」を開催し、本市における就労に関する課題や必要な支援等についての共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めます。

・就労移行支援については、近年、急激に事業所数が増加しているため、就労支援事業所のネットワーク会議と連携を図るとともに、実地指導等を通じて、事業者のサービスの質の向上等に努めていく。

・「「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」」については、特に就労定着に向けた支援についての検証を行っていくとともに、市内の就労支援事業所とのネットワーク会議を定期的に開催するなど、一層の連携に取り組んでいく。

・市役所における障害者雇用については、引き続き、法定雇用率の達成義務を果たしていくため、退職動向や他自治体の取組等も確認しながら、計画的な採用に取り組むとともに、雇用した職員へ適切な配慮に努めていく。また、新たに策定した「「障害者活躍推進計画」」の進捗状況のチェック等を適宜行い、本市の障害者就労に係る各事業や取組も含めて、一体的な支援となるよう関係部局と連携を図っていく。

・「「障害者就労チャレンジ事業」」については、これまでの課題点を解消し、より効果的な支援ができるよう、新たな支援体制のもと、事業の運営手法や効果等について検証を進めていくとともに、チャレンジャーの個々の能力等に応じた業務を安定的に確保できるよう、今後一層の事業周知や各所属との連携に取り組んでいく。

新設	・就労移行・定着支援について記載する。	● <u>「障害のある人の一般就労を支援するため、就労に必要な知識や能力の向上、求職活動、就職後の職場定着などを支援するサービス（就労移行支援、就労定着支援）を提供します。」</u>
継続	・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。	●障害のある人の就労を支援するため、「 <u>「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」</u> 」において、就労相談や職場内実習など機会の提供、雇用先の開拓・確保、 <u>「就労定着に向けた支援」</u> 等に取り組みます。また、障害のある人の就労支援にあたっては、個々の能力や特性に応じた支援に努めるとともに、本人が抱える不安や悩みを十分に理解するなど継続的な支援を行います。
更新	・事業所ネットワーク会議の取組を追記する。	●「 <u>「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」</u> が中心となり、地域の就労支援事業所等のネットワーク会議を定期的に開催して、課題の共有や連携の強化を図るとともに、兵庫県が設置する専門の就労支援機関（障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなど）と連携して、地域の就労支援体制の充実に取り組みます。」
更新	・新たな障害者雇用の取組を記載する。 ・「 <u>「障害者活躍推進計画」</u> 」の内容を盛り込む。	●市役所や市の関係機関において、障害のある人の雇用の促進と継続的な雇用を図ります。また、「 <u>「障害者活躍推進計画」</u> 」に基づき、 <u>「障害のある職員への合理的配慮や障害特性に応じた多様な形態による任用等に取り組めます。」</u>
継続	・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。	●市役所において職場体験や就労実習を行う「 <u>「障害者就労チャレンジ事業」</u> 」を継続して実施することで、障害のある人の就労意欲の高揚を図るとともに、一般就労の促進につなげます。
継続	・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。	●障害のある人やその家族をはじめ、市内にある就労支援事業所や委託相談支援事業所、特別支援学校、ハローワーク等の関係者で構成する自立支援協議会「 <u>「あまのしごと部会」</u> 」を開催し、本市における就労に関する課題や必要な支援等についての共有を図るとともに、相互の連携の緊密化に努めます。

(1) 雇用機会	② 企業等への支援・理解の促進	<p>●障害のある人を雇用するための環境整備等に関する各種助成制度の周知等に努め、障害のある人を雇用する企業等の支援に取り組みます。また、重度障害のある人の雇用促進に取り組む阪神友愛食品(株)への支援を行います。</p> <p>●改正障害者雇用促進法に規定する、雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止や職場環境における障害のある人への合理的配慮の提供義務等については、研修の開催をはじめ本市ホームページ等の活用、市内経済団体との連携・協力による周知や啓発に取り組むことで、企業等の理解促進につなげていきます。</p>	<p>・引き続き、兵庫労働局、ハローワーク尼崎と一層の連携を図るとともに、企業が参加する各種会議体等を通じて、法定雇用率の達成状況をはじめ、国等が実施している各種助成制度や優遇措置等について積極的に情報発信を行う。また、企業内人権研修推進事業等を通じて、市内企業の人事労務担当者に対して、人権意識の啓発を行い、市内企業における障害者雇用の促進に取り組んでいく。</p>	継続	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●障害のある人を雇用するための環境整備等に関する各種助成制度の周知等に努め、障害のある人を雇用する企業等の支援に取り組みます。また、重度障害のある人の雇用促進に取り組む阪神友愛食品(株)への支援を行います。</p> <p>●雇用分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止や職場環境における障害のある人への合理的配慮の提供義務等について、企業等の理解促進につなげていくため、各種研修の開催や市ホームページ等の活用、市内経済団体との連携・協力による周知・啓発に取り組みます。</p>
	(2) 多様な就労	① 多様な形態での就労支援	<p>●一般就労が困難な障害のある人に対して、働く機会の提供や就労に必要な支援を行うため、就労継続支援などのサービスを提供します。</p> <p>●障害の状況に応じた多様な日中活動(生産活動、創作的活動、訓練等)を提供するため、地域活動支援センター等を運営する事業者への支援を行います。</p>	<p>・近年、急激に事業所数が増加している就労継続支援(A・B型)については、引き続き、実地指導等を通じて、事業者のサービスの質の向上等に努めていく。特にA型事業所については、「経営改善計画書」の提出や面談等により改善内容等の確認を進めているが、今後、改善が見込まれない事業所については、行政指導等も検討していく。</p> <p>・地域活動支援センターについては、多様な働き方や社会参加の在り方を見出していくという意味での存在は意義が大きく、安定的な運営のために市単独の支援を行い、実効性を挙げている点は評価できる。一方で、就労継続支援や生活介護等との差異がなく、その範疇で事業が成り立つ施設も存在する。今後は、現状を精査し、必要に応じて障害福祉サービス事業所への移行を進めるとともに、施設の安定経営と活動内容の充実に向けて協議・検討していく必要がある。</p>	継続	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>
② 販路拡大等への支援		<p>●障害者就労施設等で就労する障害のある人の自立を促進するため、市の調達方針にのっとり、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進します。</p>	<p>・障害者優先調達の推進については、これまでの課題点を解消し、本市の受注実績を向上させていけるよう、「障害者就労施設等販路開拓事業」の取組に併せて、市内の障害者就労施設等の取扱製品や役務内容をリスト化するとともに、発注に係る事務手続きのマニュアル化に取り組み、庁内に一層の周知を図っていく。</p>	継続	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●障害者就労施設等で就労する障害のある人の自立を促進するため、市の調達方針を定め、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進します。</p>
		<p>●障害者就労施設等の受注機会や販路の拡大につなげるため、市のイベントや庁舎等を活用した広報・販売をはじめ、自立支援協議会「あまのしごと部会」を通じた情報発信や企業のイベント等に対する協力支援に取り組めます。</p>	<p>・障害者就労施設等の受注機会の確保・拡大については、より効果的な支援ができるよう、新たな支援体制のもと、事業の運営手法や効果等について検証を進めていく。また、庁内販売「尼うえるフェア」や企業イベントへの出店についても、機会の増大を図りつつ、引き続き、自立支援協議会とも連携しながら取組を進めていく。</p>	継続	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●障害者就労施設等の受注機会の確保や販路の拡大につなげるため、施設の製品や役務等を紹介する専用ホームページ「ジョブリンクama」を活用した広報・販売促進活動や共同受注(発注企業と受注施設のマッチングなど)に取り組めます。また、企業イベントへの出店や市役所内での販売会「尼うえるフェア」を定期的開催します。</p>

基本施策5: 生活環境、移動・交通

(1) 生活環境

① 住まいの確保等

●グループホームの整備については、利用ニーズ等の把握に努めるとともに、国の補助制度を活用することで、整備の促進を図ります。また、必要な時に長期・短期の利用ができ、緊急の対応や相談等にも応じることができる「地域生活支援拠点等」の整備に取り組みます。

●グループホームの利用者が安心して生活できるよう、消防法等の基準に適合させるための改修や設備設置など施設整備に対する支援を行います。

・グループホームの整備促進に向けては、引き続き、既存事業を有効に活用するとともに、改めて利用ニーズや事業所の状況等の把握を進めながら、次期障害者計画に具体的な整備方策等を盛り込んでいく。また、「日中サービス支援型グループホーム」の整備や運営の評価等について整理を進めていく。

統合して更新

・日中サービス支援型グループホームについて追記する。  
・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。

●グループホームの整備については、利用ニーズや事業所の運営状況等の把握に努めるほか、障害のある人の重度化・高齢化に対応する「日中サービス支援型グループホーム」の運営の評価に取り組み、開設補助や国の整備補助の制度を活用することで、計画的な整備の促進を図ります。また、グループホームの利用者が安心して生活できるよう、消防法等の基準に適合させるための改修や設備設置など施設整備に対する支援を行います。

② 住宅のバリアフリー化

●市営住宅の入居者募集時に、障害のある人への優先枠を確保します。

●障害のある人の賃貸住宅への入居支援として、ひょうごあんしん住宅ネット等の活用の促進を図ります。

・障害のある人の地域生活の支援については、各支援機関の地域課題を共有し、本市の「地域生活支援拠点」が持つ機能が円滑かつ効果的に発揮できるよう、引き続き、各機能を担う支援機関等との協議を進めていく。また、既存のネットワーク会議の定期的な開催に加えて、令和2年度は新たに生活介護事業所によるネットワーク会議も立ち上げ、事業所情報の把握や利用(空き)状況の公表等に取り組むとともに、今後も様々な制度・サービスに係る研修会や意見交換会を行うことで、拠点機能の強化に繋げていく。

新設

・地域生活支援拠点による地域移行等の取組を記載する。

●障害のある人の地域移行や日常生活上の様々な困りごとに対し、地域全体で支えるサービス提供体制となる「地域生活支援拠点」の居住支援機能を活用して、安心した地域生活を支援します。この拠点機能の中核を担う「リレ・くらしサポートセンター」が中心となり、地域の生活支援事業所等のネットワーク会議を定期的に開催して、グループホーム等の利用状況の把握・公表や課題の共有、連携の強化を図るほか、介護者の急病等による緊急時の受け入れ・対応も行うなど、地域の生活支援体制の充実に取り組みます。

●市営住宅を建替える際には、バリアフリー化の対応を図ります。また、既設の市営住宅のうち新耐震基準に適合する中層片廊下型住宅を対象に段階的にエレベーターの設置を進めます。

・市営住宅については、「尼崎市営住宅建替等基本計画」に沿って、着実にバリアフリー化を図っていく。

継続

・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。

●「尼崎市営住宅建替等基本計画」に基づき、市営住宅の建替えやエレベーター設置等に取り組むなど、バリアフリー化を図ります。

●障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付及び住宅改修に対する支援を行います。

継続

・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。

●障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付及び住宅改修に対する支援を行います。

(1) 生活環境	③ 公共施設等のバリアフリー化	<p>●「バリアフリー法」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」などに基づき、公共及び民間建築物や道路、公園などの施設のバリアフリー化に取り組みます。また、誰もが安全で利用しやすいものとなるよう、施設の整備にあたってはユニバーサルデザインの考えを普及・啓発します。</p>	<p>・公共施設の整備・改善については、「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画(方針1:圧縮と再編の取組)」の内容を具体化した同計画の「今後の具体的な取組」と「第1次保全計画」に沿って、引き続き、取組を進めていく。</p>	継続	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●「バリアフリー法」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」などに基づき、公共及び民間建築物や道路、公園などの施設のバリアフリー化に取り組みます。また、誰もが安全で利用しやすいものとなるよう、施設の整備にあたってはユニバーサルデザインの考えを普及・啓発します。</p>
		<p>●公共施設の整備や改築等の際は、スロープの設置やオストメイト対応トイレの整備、障害のある人等の専用駐車スペースの確保等、誰もが利用しやすい施設整備を推進します。</p>		継続	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●公共施設の整備や改築等の際は、スロープの設置やオストメイト対応トイレの整備、障害のある人等の専用駐車スペースの確保等、誰もが利用しやすい施設整備を推進します。</p>
(2) 移動環境	① 公共交通機関の整備等	<p>●誰もが円滑に移動でき、また利用しやすい交通環境の形成に向け、公共交通機関の一層のバリアフリー化を推進するとともに、公共交通の利用案内情報ツールの拡充等に努めます。</p>	<p>・市営バス事業の移譲事業者が車両更新を行う際に、ノンステップバス車両が継続されるよう最大限の配慮を求め、その実現に向けて協議、調整を行っていく。</p>	継続	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●誰もが円滑に移動でき、また利用しやすい交通環境の充実に向け、<b>尼崎市地域交通計画に基づき、駅やその周辺のバリアフリー化など公共交通利用環境のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、安全で快適な歩行空間の環境整備などに取り組みます。</b></p>
		<p>●障害のある人等のための駐車スペースの適正な利用を推進する「兵庫ゆずりあい駐車場制度」の周知に取り組みます。</p>	<p>・兵庫ゆずりあい駐車場制度については、継続した周知が必要であるため、市報やホームページ、関係課の窓口において、引き続き周知を図っていく。</p>	継続	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●障害のある人等のための駐車スペースの適正な利用を推進する「兵庫ゆずりあい駐車場制度」の周知に取り組みます。</p>
	② 外出に係る支援	<p>●障害のある人の移動を支援するため、市営バスの特別乗車証の交付を継続します。</p>	<p>・障害のある人の外出を支援していくため、障害者バス特別乗車証の交付事業をはじめ、福祉タクシーの利用、リフト付自動車の派遣、自動車運転免許の取得費、自動車の改造費に係る助成事業についても、現行制度を維持・継続していく。</p>	継続	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●障害のある人の<b>地域での移動を支援するため、障害者バス特別乗車証の交付事業や福祉タクシーの利用料助成事業、リフト付自動車の派遣事業を継続して実施します。</b></p>
		<p>●福祉タクシー利用料助成、リフト付自動車派遣事業を実施するとともに、障害のある人に対する民間交通機関や有料道路等の割引制度の周知に努めます。また、障害のある人の活動範囲の拡大や社会参加への支援を行うため、自動車運転免許の取得費や自動車改造費の助成を行います。</p>		継続	<p>・PDCAの状況を踏まえて、適宜修正・追記する。</p>	<p>●障害のある人の活動範囲の拡大や社会参加への支援を行うため、自動車運転免許の取得費や自動車改造費の助成<b>事業を継続して行うとともに、障害のある人に対する民間交通機関や有料道路等の割引制度の周知に努めます。</b></p>
		<p>●障害のある人の外出や社会参加を支援する移動支援事業の実施にあたっては、利用者への適切なサービス提供の確保や持続可能な制度の構築等に取り組みます。</p>	<p>・移動支援事業については、「基幹相談支援センター」が中心となってガイドラインの周知を図るとともに、確実に運用していくことで、基準に即した支給決定や適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいく。なお、報酬区分の運用見直しにあたっては、対象者等に対して、区分の変更申請時に丁寧に説明するとともに、速やかな区分判定を行うなど円滑な運用としていく。また、当該事業の基準等を踏まえて、他の外出支援サービス(同行援護、行動援護など)の運用との整理等を進め、適切なサービス提供に取り組んでいく。</p>	更新	<p>・外出支援サービス全般(同行援護、行動援護も含む。)として記載する。</p>	<p>●障害のある人の外出や社会参加を支援する<b>ため、移動の補助や必要な介助等を行う外出支援サービス(同行援護、行動援護、移動支援事業)を提供します。</b></p>

基本施策6: 生涯学習活動(スポーツ・文化芸術、地域交流)

(1) 生涯学習活動	① 施設の整備・改善	<p>●障害のある人のスポーツ・文化活動、交流の促進をはじめ、健康の増進や教養の向上を図るため、誰もが利用しやすいスポーツ・文化施設等の整備・改善に努めます。</p>	<p>・これまでのスポーツ推進の取組を踏まえ、令和2年3月に新たに策定した、市民の誰もがスポーツを楽しみ、健康づくりができるまちづくりを進めるための方向性を指し示す「<u>尼崎市スポーツ推進計画</u>」に基づき、障害者スポーツの推進など、当該計画に掲げる施策に順次取り組むことにより、『<u>スポーツのまち尼崎</u>』の実現を目指していく。</p>	統合して更新	<p>・「(1)スポーツ、文化芸術活動」と「(2)社会参加活動等」を統合し、「生涯学習活動」全体として記載する。</p>	<p>●障害のある人が<u>生涯学習活動(スポーツ・文化芸術、社会参加活動など)</u>を通じて、<u>地域での交流</u>や健康の増進、教養の向上を図るよう、誰もが利用しやすい公共施設等の整備・改善に努めます。</p>
		<p>●障害のある人が気軽に集い、交流できる場として活用できるよう、公共施設の整備・改善に努めます。</p>	<p>・公共施設の整備・改善については、「第1次尼崎市公共施設マネジメント計画(方針1:圧縮と再編の取組)」の内容を具体化した同計画の「<u>今後の具体的な取組</u>」と「<u>第1次保全計画</u>」に沿って、引き続き、取組を進めていく。</p> <p>・対象事業所の機能移転に向けては、運営法人の意向や要望等も十分に考慮しつつ、運営場所等も含め関係部局等との協議・調整を進め、具体的な方策をまとめていく。また、会館の移転に向けては、当事者団体の意向や要望等も十分に考慮しつつ、移転工事の設計内容等について、関係部局や移転先施設等と協議・調整を進めていくとともに、移転先施設(教育・障害福祉センター)のバリアフリー改修や情報通信機器等の導入など、障害特性や情報・コミュニケーション支援に配慮した施設機能の向上に取り組んでいく。</p>			
	<p>●創作的活動や教養講座、スポーツ・レクリエーション事業を開催する身体障害者福祉センターや障害のある人同士の交流活動の場である身体障害者福祉会館の運営を行うとともに、障害のある人が気軽に余暇を過ごすことができるよう、関係機関や団体等と連携し、その環境づくりに努めます。</p>	<p>・身体障害者福祉センターの各種講座については、利用ニーズの把握や開催内容の充実等に努めるとともに、市報等による広報や関係団体への周知を行い、利用者数の増加につなげていく。</p>	更新	<p>・地域で行われる生涯学習活動との連携を追記。</p>	<p>●<u>障害のある人が気軽に生涯学習活動を行うことができるよう、創作的活動や教養講座、スポーツ・レクリエーション事業を開催する「身体障害者福祉センター」と「身体障害者福祉会館」の運営を行います。また、地域の関係機関(地域振興センターや社会福祉協議会など)や団体等と連携して、生涯学習プラザなど地域で行われる様々な学習活動の情報を発信するなどその環境づくりに努めます。</u></p>	
	<p>② 活動機会・環境の充実</p> <p>●「<u>尼崎市障害者(児)スポーツ大会</u>」を開催するとともに、「<u>兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会</u>」への参加支援や協力を行います。</p>	<p>・市スポーツ大会の開催に当たっては、当事者団体と構成する実行委員会において新たな種目の検討や効果的な周知方法について協議をするなど、引き続き、イベントの活性化に向けて検討していく。</p> <p>・スポーツ振興事業団において、障害のある人を対象としたスポーツプラザ事業や施設使用料の一部助成を行っている。また、社会体育施設のバリアフリー化や障害者用運動用具の整備なども行っており、引き続き、こうしたスポーツ振興事業団の取組と連携する中で、障害者スポーツの普及と振興に努めていく。</p> <p>・2020東京パラリンピックについては、新型コロナウイルス感染症防止の観点から開催が延期となったため、応援事業で予定している各種イベントについても、開催時に円滑に実施できるよう、適宜、兵庫県や協力団体等と協議・調整を進めていく。</p>				継続
<p>●「<u>兵庫県障害者芸術・文化祭</u>」の作品展への応募を促進するなど、障害のある人が芸術・文化行事に参加する機会の拡充に努めます。</p>		更新	<p>・総合文化センター等の取組を追記する。</p>	<p>●<u>障害のある人の文化芸術活動を推進するため、「尼崎市総合文化センター」などで開催される障害のある人の作品展や各種イベントの広報・周知に取り組むとともに、市が開催・主催するイベント等においても、障害のある人の作品展示を呼びかけるなど、その環境づくりに努めます。</u></p>		

(1) 生涯学習活動	③ 活動の支援	<p>●障害のある人の自らの活動も含め、より多くの人がボランティア活動に関心を持ち参加できるよう、社会福祉協議会等の関係機関と連携してボランティア活動を推進します。また、障害のある人やその家族等が自発的に行うボランティア活動への支援に努めます。</p> <p>●学習指導者やボランティアの養成・確保、相談・情報機能の整備に取り組みます。</p> <p>●兵庫県が開催する障害者スポーツ指導者養成講習会の受講を周知するなど、障害の特性に応じて適切な指導ができる指導者やボランティアの育成に努めます。</p> <p>●障害のある人やその家族、地域の住民等が自発的に行う交流活動等への支援に努めます。</p>	<p>・身近な地域で福祉学習を広げるために、生涯学習プラザを中心として、市地域振興センターや市社会福祉協議会と連携し、地域の福祉ニーズ等に応じた様々な学びの場づくりと情報発信を進めていく。</p> <p>・「自発的活動支援事業」については、引き続き、実施状況等の検証を進めるとともに、地域の活動団体や自立支援協議会の意見を伺いながら、効果的かつより良い実施手法について協議・検討していく。</p>	統合して更新	<p>・「(1)スポーツ、文化芸術活動」と「(2)社会参加活動等」を統合し、「生涯学習活動」全体として記載する。</p>	<p>●障害のある人の自らの活動も含め、より多くの市民が障害のある人の生涯学習活動に関心を持ち参加・支援できるよう、地域の関係機関(社会福祉協議会など)と連携してボランティア活動等の推進に取り組みます。また、障害のある人やその家族、地域の住民等が自発的に行う活動(ピアサポートや見守り活動、ボランティア活動など)を支援・普及するため、活動経費の助成や活動内容の広報等を行います。</p>
	④ 活動に関する情報提供の充実	<p>●障害のある人のスポーツ・文化活動などに関する情報については、市の広報誌やホームページなど様々な媒体を活用して一層の周知に取り組みます。</p>	<p>・「自発的活動支援事業」については、引き続き、実施状況等の検証を進めるとともに、地域の活動団体や自立支援協議会の意見を伺いながら、効果的かつより良い実施手法について協議・検討していく。</p>			

(2) 社会参加活動等	① 施設の整備・改善	●障害のある人が気軽に集い、交流できる場として活用できるよう、公共施設の整備・改善に努めます。		移設	・「(1)スポーツ、文化芸術活動」と「(2)社会参加活動等」を統合し、「生涯学習活動」全体として記載するため、移設する。	-
	② 社会参加、交流活動の推進	●「市民福祉のつどい」を開催し、障害者施設等によるバザー出店やステージでの催しを行うことで、障害のある人の日々の活動内容等への理解や地域との交流を促進するため、地域住民への一層の周知や開催内容の充実に努めます。		移設	・基本施策8(①理解の促進・啓発)で記載するため、移設する。	-
		●教養、文化・レクリエーションなどを目的とする学習の場において、障害のある人と地域の住民等が交流する「ふれあい学級」を実施し、障害のある人の生きがいがづくりや社会参加の促進を図ります。また、開催にあたっては、関係団体等との連携・協力を努めます。		移設	・基本施策8(①理解の促進・啓発)で記載するため、移設する。	-
		●障害のある人やその家族、地域の住民等が自発的に行う交流活動等への支援に努めます。		移設	・「(1)スポーツ、文化芸術活動」と「(2)社会参加活動等」を統合し、「生涯学習活動」全体として記載するため、移設する。	-
		●障害の状況に応じた多様な日中活動(生産活動、創作的活動、訓練等)の機会を提供する地域活動支援センター等の運営に対して支援を行います。		移設	・基本施策4(②多様な就労)に統合するため、移設する。	-
	③ 余暇活動の推進	●創作的活動や教養講座、スポーツ・レクリエーション事業を開催する身体障害者福祉センターや障害のある人同士の交流活動の場である身体障害者福祉会館の運営を行うとともに、障害のある人が気軽に余暇を過ごすことができるよう、関係機関や団体等と連携し、その環境づくりに努めます。		移設	・「(1)スポーツ、文化芸術活動」と「(2)社会参加活動等」を統合し、「生涯学習活動」全体として記載するため、移設する。	-
	④ 学習機会の提供	●学習指導者やボランティアの養成・確保、相談・情報機能の整備に取り組みます。		移設	・「(1)スポーツ、文化芸術活動」と「(2)社会参加活動等」を統合し、「生涯学習活動」全体として記載するため、移設する。	-
⑤ ボランティア活動の支援	●障害のある人の自らの活動も含め、より多くの人ボランティア活動に関心を持ち参加できるよう、社会福祉協議会等の関係機関と連携してボランティア活動を推進します。また、障害のある人やその家族等が自発的に行うボランティア活動への支援に努めます。		移設	・「(1)スポーツ、文化芸術活動」と「(2)社会参加活動等」を統合するため、移設する。	-	